



令和3年11月26日

住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）

共同住宅における子どもの安全確保や親同士の交流機会の創出を支援する事業を創設します ～子育て支援型共同住宅推進事業～

国土交通省では、令和3年度補正予算案において、子どもの安全確保や子育て期の親同士の交流機会の創出に資する共同住宅の新築・改修に対して国が直接支援を行う事業を創設することとしております。

1. 背景・目的

子どもを産み育てやすい社会の実現が課題となるなか、共同住宅（分譲マンション及び賃貸住宅）を対象に、事故や防犯対策などの子どもの安全・安心に資する住宅の新築・改修の取り組みや、子育て期の親同士の交流機会の創出に資する居住者間のつながりや交流を生み出す取り組みを支援することで、子どもと親の双方にとって健やかな子育て環境の整備を進めます。

2. 子育て支援型共同住宅推進事業の概要 詳細は別添をご覧ください。

以下の2つの取り組み事項を補助対象として募集します。

（1）子どもの安全確保に資する設備の設置に対する補助

転落防止の手すり等の設置や防犯性の高い玄関ドア等の設置など、住宅内での事故防止や不審者の侵入防止などを目的とした子どもの安全確保に資する設備の設置に対して支援します。

（2）居住者等による交流を促す施設の設置に対する補助

多目的室（キッズルーム・集会室）やプレイロット（遊具・水遊び場・砂場）など、居住者間や地域との交流を促す施設の設置に対して支援します。

3. 今後の予定等

- ・詳細は、今後公表する募集要領等に掲載します。
- ・募集の開始は来年1月中を予定しており、ホームページ等で公表します。
- ・本事業は、令和3年度補正予算の成立が前提となりますので、事業内容等の変更があり得ることを、あらかじめご了承ください。

4. 参考資料

（別添）子育て支援型共同住宅推進事業の概要

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付 八木下、山口

TEL：03-5253-8111（内線：39954、39953）、03-5253-8509（直通）、FAX：03-5253-1628